



# ● 意思判断能力が失われるとどうなる？ 資産管理

現在の状況



「本人の意思確認ができないと  
定期預金の解約はできません」  
「成年後見人をつけて下さい」

金融機関



「本人(の意思)確認が  
できないと不動産の  
売却はできません」

司法書士  
不動産業者

これまでは「成年後見制度」を使うしかなかった！  
結果：柔軟な資産管理や相続対策はできない・・・制度の限界

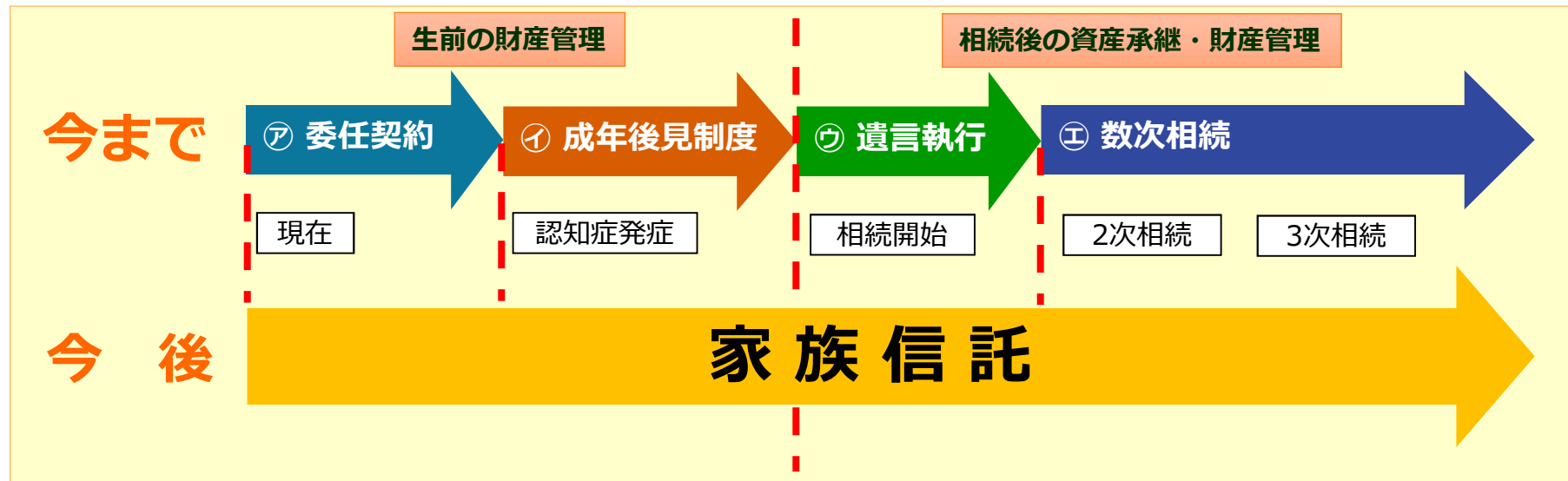
## 信託法の全面改正（2007年9月施行）

### いよいよ「家族信託」が実現！

85年ぶりの大改正で、

- ★ 受益者連続型信託、限定責任信託の設定が可能に
- ★ 自己信託・目的信託の解禁
- ★ 事業信託も実質的に可能となる
  - 信託制度自体の大転換となったが、あまり知られていない
  - なぜか？ 専門家不在、学者の本は難しい、通訳がない、創造力が乏しい
- ★ 信託銀行が行っている「遺言信託」は、信託法上の信託ではない ⇒ たただの商品名

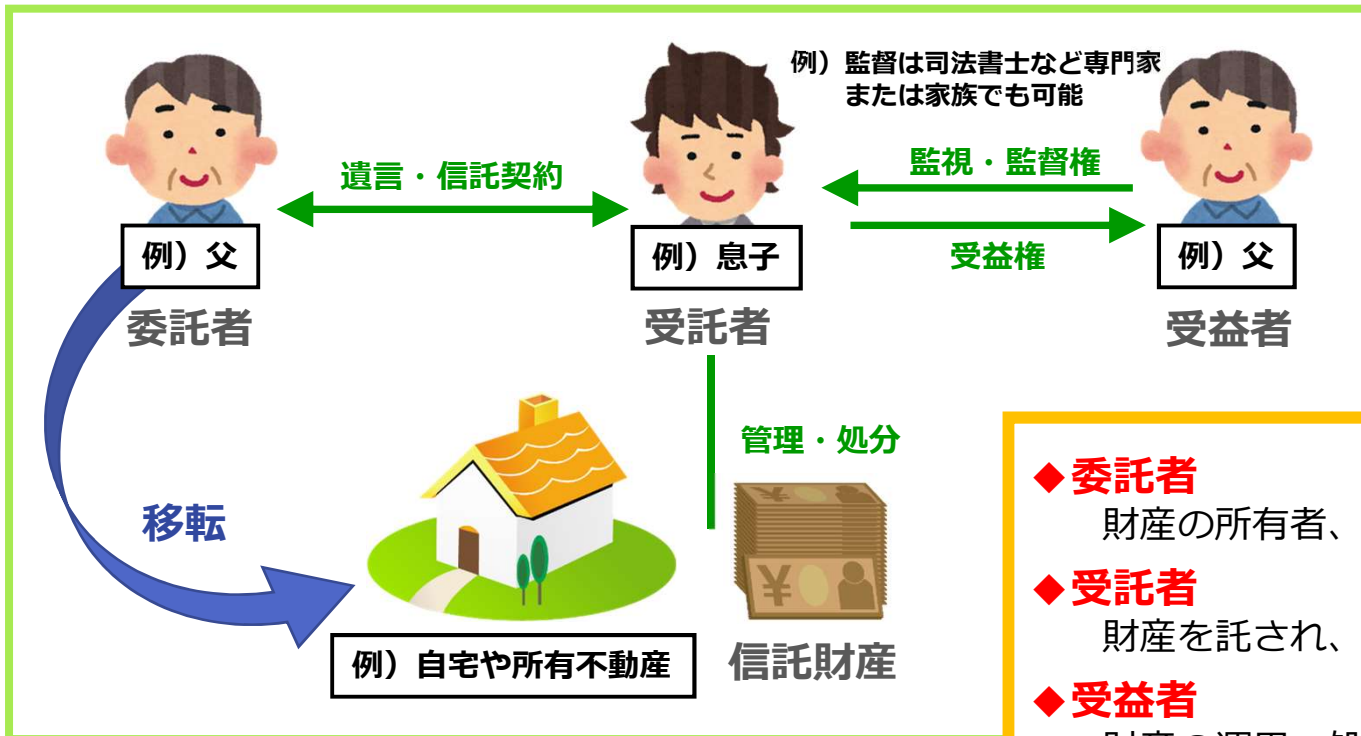
# ● 一般的な資産承継の対策



- ◆ 認知症、病気、障がい者の不動産所有者判断能力低下など・・・  
不動産売却、活用、相続対策ができない。 △成年後見制度  
⇒資産を移転せずに、それらを可能にする「家族信託」
- ◆ 委任契約・成年後見制度・遺言の3つは手続きが煩雑  
⇒すべての機能を生前（元気→認知）から相続発生後の財産管理を一貫して1つの信託契約で実現する事が可能に！
- ◆ 2次相続以降の財産の承継先を指定することは民法では無理  
⇒民法では不可能だった次々以降の財産特定承継を可能に！

# ● 家族信託とは？

## 家族信託の仕組み



**信託銀行の  
遺言信託や  
投資商品の  
投資信託とは  
まったく違う**

- ◆ **委託者**  
財産の所有者、財産を託す人
- ◆ **受託者**  
財産を託され、管理・運用・処分する人
- ◆ **受益者**  
財産の運用・処分で利益を得る権利  
(受益権) を有する人

特に“高齢者や障がい者のための財産管理”や“柔軟な資産承継対策”として注目されているのが**「家族信託」**です。  
法律用語としての定義はありませんが、**「家族による家族のための信託」**というイメージです。  
信託銀行等のプロに資産を預けるのではなく、**信頼できる家族・親族に財産を託し**、費用を抑えた形で柔軟な**財産管理と資産承継**を目指すことができます。

# ● 家族信託の仕組み

## 信託不動産の登記簿記載例

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年12月1日 第●●●号	原因 平成2年12月1日売買 所有者 東京都杉並区××× 山田太郎
2	所有権移転	平成25年1月25日 第○○○号	原因 平成25年1月25日信託 受託者 東京都武蔵野市××× 山田子太郎
	信託	余白	信託目録第△△号

財産の管理処分権限を持つものとして  
**形式的に所有者欄**に記載されます

信託目録		調整	余白
番号	受付年月日・受付番号	予備	
第△△号	平成25年1月25日 第○○○号		余白
1.委託者に関する事項	東京都杉並区×××丁目…番…号 山田太郎	⇒託した人 (委託者)	
2.受託者に関する事項	東京都武蔵野市×××丁目…番…号 山田子太郎	⇒託された人 (受託者)	
3.受益者に関する事項	東京都杉並区×××丁目…番…号 山田太郎	⇒収益を得る人 (受益者)	

4.信託条項	<b>信託の目的</b> 受益者の資産の適正な管理及び有効活用を目的とする。 <b>何のための信託か (目的)</b>
	<b>信託財産の管理方法</b> 1. 受託者は、信託不動産について、信託による所有権移転または所有権保存の登記及び信託の登記を行うこととする。 2. 受託者は、信託不動産を第三者に賃貸することができる。 3. 受託者は、裁量により信託不動産を換価処分することができる。 4. 受託者は、信託の目的に照らして相当と認めるときは、信託不動産となる建物を建設することができる。 <b>受託者の権限の範囲</b>
	<b>信託の終了事由</b> 本件信託は、委託者兼受益者 山田太郎 が死亡したときに終了する。
	<b>その他の信託の条項</b> 1. 本件信託の受益権は、受益者及び受託者の合意がない限り、譲渡、買入れその他担保設定等すること及び分割することはできないものとする。 2. 受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更することができる。 3. 本件信託が終了した場合、残余の信託財産については、山田子太郎 に帰属するものとする。

委託者 = 受益者

⇒贈与税や取得税はなし

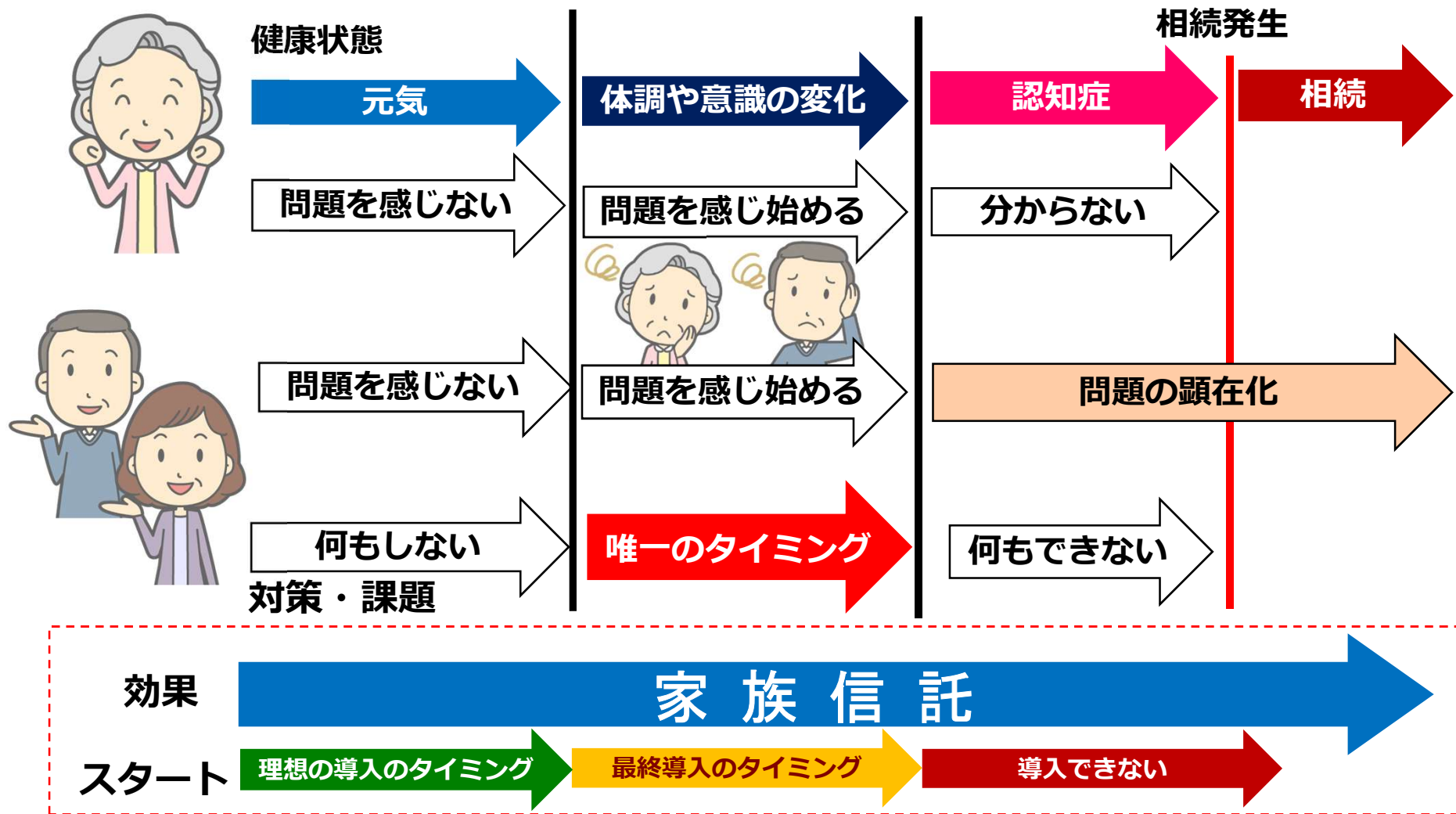
死亡後の資産の承継先を指定できる

⇒遺言機能

# ● 相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

## ◆ 問題の顕在化と対策のタイミング

人は対策が出来る時には何もせず、問題を感じた時は何もできない



# ● 家族信託 まとめ ●

- 「家族信託」は、資産家や事業経営者に限らず、誰でも気軽に利用できる仕組み
- 家庭裁判所や信託銀行を介在させることなく、家族間の契約等で作れる自由な制度
- 生前の財産管理手段として、成年後見制度に代わる選択肢
- 残したい、引継ぎたい資産の道筋を作ることができる仕組み
- 家族信託を使ったからと言って相続税が安くなるわけでも、揉め事が解決できるわけではない

家族信託は、決して万能対策ではない

話ができて、信頼しあえる  
家族だから使える

⇒ 家族に託す「家族信託」は 選択肢の一つ